

CLAIR REPORT

米国の州、地方団体における 売上・使用税の概要

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 190 (January 21, 2000)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

目次

はじめに	1
第1章 小売売上税と一般消費税	2
第1節 小売売上税による課税の流れ	2
第2節 一般消費税における課税の流れ	2
第2章 米国における売上・使用税の歴史と財政的位置付け	4
第1節 米国における売上・使用税の歴史	4
第2節 米国の地方財政における売上・使用税の位置付け	4
第3章 売上税の概要	8
第1節 米国における売上税	8
第2節 課税団体と納税義務者	8
第3節 小売業者の登録	10
第4節 売上税の課税対象、非課税措置及び課税標準	11
第5節 売上税の非課税対象者	11
第4章 使用税の概要と州間取引	24
第1節 使用税の意義と課税団体	24
第2節 使用税の適用ケース	24
第3節 使用税の納税義務	24
第4節 州間取引に係る州外業者と使用税徴収義務に関する憲法の規定と判例	25
第5節 Nexus についての考え方	26
第6節 州間取引における州売上・使用税の徴収義務	27
第7節 使用税の徴収義務者の登録及び申告・納付	28
第8節 使用税による歳入額	29
第9節 売上・使用税の課税、徴収にかかる州間協力	29
第5章 各州における売上・使用税制度の相異と地域経済への影響	32
第1節 ワシントン州における調査	32
第2節 ニューヨーク州における"Free Tax Week"の実施結果	33
第6章 地方売上税の概要	35
第1節 地方売上税の歴史的背景	35
第2節 地方団体の財政における地方売上税の位置付け	35
第3節 地方売上税の課税権の付与及び制度の枠組み	35
第4節 地方売上税の課税対象	37
第5節 地方売上税における課税段階の取扱い	37
第6節 税率	38
第7節 地方売上税の徴収	38

第7章	サウスカロライナ州の地方売上・使用税	42
第1節	サウスカロライナ州における地方売上・使用税の性格と課税団体	42
第2節	サウスカロライナ州の地方団体の財政における地方売上・使用税の位置付け	42
第3節	地方売上・使用税の課税手続き	43
第4節	地方売上・使用税の基本的仕組み	43
第5節	州、地方売上・使用税の適用関係	44
第6節	地方売上・使用税の配分	47
第8章	現行売上・使用税の課題	48
第1節	現行売上・使用税の課題	48
参考文献・資料リスト		50

はじめに

「税」の問題は米国の人々にとって、大きな関心事のひとつである。1月から4月前半の時期、米国の人々は連邦、州所得税などの確定申告に頭を悩ませる。

税は州、地方団体の選挙において、しばしば主要な争点となり、候補者の当落を決する重要な要素となることもある。米国を独立戦争に駆り立てた大きな原因の一つは、当時本国であったイギリスの課税強化であり、「税」はこの国の建国、その後の歴史、そして今日の米国社会を見ていく上で看過できない重要な意味合を持っている。

このレポートは、米国の日常生活の中で最も身近に感じられる税の一つである「売上・使用税」について、その概要をまとめたものである。売上・使用税が課税されている州内であれば、米国民も旅行者も毎日どこかで買い物をする度に、課税対象売上（購入額）に一定率を掛けた額を「売上税」として納めている。一人一人が納める売上税は少額かもしれないが、広範に課税される売上・使用税は、米国の州、地方団体にとって極めて重要な財源となっている。特に州政府にとって売上・使用税は、一般歳入総額の約18%、税収総額の33%を占め、単一の税目で見した場合、最も多くの歳入をもたらす基幹財源である。

本レポートは、当事務所で収集した文献・資料をもとに、当事務所員がサウスカロライナ州歳入局におけるインターンシップ研修での面接調査等で得た情報を織り交ぜながら作成されている。本稿は全編にわたり「売上・使用税」の基本的仕組みを概説した内容となっているが、統計データに関する図表、課税の適用関係に関する説明図及び事例などを可能な限り盛り込み、これを読まれる方々にとって少しでも分かり易いレポートとするよう努めたものである。

また、売上・使用税についての研究を進めるにあたり、多くの貴重な御指導を頂いたハーバード大学名誉教授オールドマン氏(Dr. Oliver Oldman)、サウスカロライナ州歳入局課長 ロール氏(Mr. Otis B. Rawl, Jr)他歳入局員の皆さんに心からの謝意を述べたいと思う。

このレポートが、日本の地方自治体関係者の方々にとって、米国の売上・使用税を理解する一助となれば幸いである。

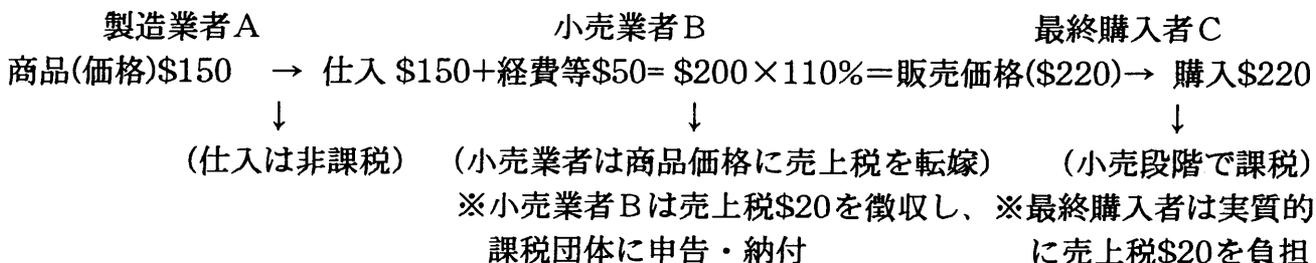
第1章 小売売上税と一般消費税

米国における売上税(SalesTax)とは小売売上税に他ならない。小売売上税、一般消費税は、財・サービスの売上に対して課税される間接税であり、ともに広義の消費税に含まれる。小売売上税と一般消費税の課税は、商品購入の際に日常的に経験することができ、購入した商品等の価格に税率を乗じて税額が算定され、課税されるという点では特段の差異は見られない。しかし、小売売上税と一般消費税の間には課税システムについて以下のような相違がある。

第1節 小売売上税による課税の流れ^{註1}

小売売上税は小売業者による最終消費者への販売に対して課税される。また、製造業者もしくは卸売業者による最終消費者への販売も含まれる。課税は単段階（最終消費者への販売時点）で行われる。課税の流れを単純化して示すと次のようになる。

〈小売売上税の課税の流れ：税率10%を想定〉



世界的に見ると、小売売上税は米国の州・地方団体及びカナダの州等で採用されている。

第2節 一般消費税における課税の流れ

一般消費税は、製造・流通の全ての段階における各事業者の付加価値（売上高から仕入高を差し引いた額）に対して課税される。一般消費税の課税は小売売上税とは異なり、製造、卸・小売の多段階に及ぶ。一般消費税にはいくつかの種類があるが、ヨーロッパ諸国、ニュージーランド、日本などで採用されているのは、耐久資本財購入額を原材料などの中間財と同様に全て控除し、消費財のみを課税ベースとするタイプである。消費財のみを課税ベースとする一般消費税に係る税額算定の方法としては、1) 仕入高控除方式(subtraction method)：各事業者の売上高と仕入高との差額を課税ベースとし、それに対して税率を適用することにより一般消費税額を算定する方法、2) 前段階税額控除方式(credit method)：各事業者の売上高に税率を適用して求めた税額から当該事業者が仕入の際に既に納付した税額を控除することにより一般消費税額を算定する方法、がある。しかし、実務上は仕入先から送付されたインボイス（仕入者）に基づく前段階税額控除方式が主流となっている。前段階税額控除方式による一般消費税の課税の流れを示すと次のようになる。

^{註1} 第1章第1節及び第2節については、知念裕著「付加価値税の理論と実際」（税務経理協会）第1章を参照して記述した。

〈前段階税額控除方式による一般消費税の課税の流れ：税率10%を想定〉

製造業者A		小売業者B		最終購入者C
商品(価格)\$150+\$15 =\$165	→	小売業者Bは商品を\$165で購入 商品価格\$150+経費等\$50 =\$200	→	最終小売価格\$220 で商品を購入
※\$15は一般消費税額 の転嫁分 製造業者Aに係る 一般消費税 \$150×10%=\$15 ↓		※\$200×10%=\$20 価格転嫁される税額 小売業者Bにかかる一般消費税 (売上時点での徴収税額)\$20 — (仕入時点での支払税額)\$15 =		※一般消費税額\$20を 最終的に負担
製造業者Aの申告	+	小売業者Bの申告	=	一般消費税額\$20
税額 \$15		税額 \$5		

一般消費税は現在、ヨーロッパ諸国、アジア・アフリカ諸国及びラテン・アメリカ諸国を含め、世界70数か国で採用されている。日本の消費税の場合、消費税額算定は基本的に前段階税額控除方式であるが、インボイスに基づく事務処理の難しさ等の理由により、仕入高控除方式を加味した形の税額算定方式を採っている。

小売売上税と一般消費税は税率、課税対象が同じ場合、そこから生じる税収や経済効果は基本的には等しくなる。実生活の場面では、特段その違いを感じられない小売売上税と一般消費税であるが、米国の売上税を考察する上では、両者の差異について理解しておくことが必要と考えられる。

第2章 米国における売上・使用税の歴史と財政的位置付け

第1節 米国における売上・使用税の歴史^{註2}

米国の売上税は、1932年、ミシシッピ州で最初に導入されている。同州の売上税は商品の売上に対して、税率2%で課税するというものであった。ミシシッピ州における売上税は小売業者などから強い反発を招いたものの、売上税はその後各州に急速に広まり、1933年から1938年の間にアリゾナ州、カリフォルニア州をはじめ計26州とハワイ地域（現ハワイ州）が売上税を導入している。この中にはペンシルバニア州やニューヨーク州など1～2年の期限を切って課税を行った州も含まれている。

1930年代、米国において売上税が急速に広まっていった背景として、不況期における財源確保の必要性、さらに州政府から地方自治体への財源委譲などが指摘されている。1930年代は米国が世界恐慌に伴う経済不振に苦しんでいた時期である。この時期、各州は税収の伸び悩みに直面するとともに、不況対策としての各種連邦プログラムへの参加に伴い、歳出の増加を迫られており、州政府は早急に新たな財源を確保する必要がある。また、当時の州財政は、地方自治体同様、財産税を主要な財源としていたが、不況化における歳入減少や歳出圧力の増大は、地方自治体にも見られ、州政府は州内自治体への補助金支出を増加させると同時に、財産税を地方自治体の基幹財源と位置付け、自らの財産税依存を解消していく必要にも迫られていた。売上税の普及はこのような状況下で進んでいった。

1939年～1945年の第二次世界大戦中、新たに売上税を創設する州はなかったが、戦後は1947年、コネチカット州、ロードアイランド州で売上税が導入されて以降、1969年までに全米50州中45州において州売上税が導入されている。1996年現在、米国で州税としての売上税が導入されていない州は、アラスカ州、オレゴン州、モンタナ州、デラウェア州及びニューハンプシャー州の5州である。

使用税は各州内における物品等の保管、使用及び消費に対して課税されるものである。使用税は1930年代、カリフォルニア州、ワシントン州において導入されているが、全体として見れば、先に売上税が創られた後、使用税が導入された州が多い。使用税は創設当初、売上税関連法とは別個の法律により運用されることもあり、全ての州において使用税が「売上・使用税」として単一の法律（ただし同一法であっても、項目としては別個に扱われている）で運用されるようになったのは、第二次世界大戦後のことである。

米国の売上・使用税は、過去における経済・社会情勢を背景に、税収の増加、財源の多様化等の観点から導入され、それぞれの州の置かれた個々の状況に即し、各州において独自の発展を遂げてきている（一般売上税収の推移については表1参照）。

第2節 米国の地方財政における売上・使用税の位置付け

売上・使用税は米国の州、地方団体、特に州政府にとって極めて重要な財源となっている。各州及び地方団体における売上・使用税の収入額及び歳入全体に占める割合は表2のとおりである。

1996会計年度における売上・使用税収入は、州全体で総額約1,393億ドルにのぼる。これは州の一般歳入の18.1%、税収総額の33.2%に相当する。同会計年度において売上・使用税

^{註2} John F. Due 他著、"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration"参照。

(表1) 米国における連邦、州及び地方団体の税収構造の推移 (1950年～1994年)

(単位：百万ドル、%)

	連邦				州					地方団体			
	総税収	個人所得税	法人所得税	消費関係税	総税収	個人所得税	法人所得税	一般売上税	個別売上税	総税収	財産税	売上税	所得税
1950年	35,186	15,755	10,449	7,843	7,930	724	586	1,670	3,000	7,984	7,042	484	64
	100.0	44.8	29.7	22.3	100.0	9.1	7.4	21.1	37.8	100.0	88.2	6.1	0.8
1960年	77,003	40,715	21,494	12,603	18,036	2,209	1,180	4,302	6,208	18,081	15,798	1,339	254
	100.0	52.9	27.9	16.4	100.0	12.2	6.5	23.9	34.4	100.0	87.4	7.4	1.4
1970年	146,082	90,412	32,829	18,297	47,962	9,183	3,738	14,177	13,077	38,833	32,963	3,068	1,630
	100.0	61.9	22.5	12.5	100.0	19.1	7.8	29.6	27.3	100.0	84.9	7.9	4.2
1980年	350,781	244,069	64,600	32,034	137,075	37,089	13,321	43,168	24,987	86,387	65,607	12,072	4,990
	100.0	69.6	18.4	9.1	100.0	27.1	9.7	31.5	18.2	100.0	75.9	14.0	5.8
1990年	632,267	466,884	93,507	53,970	300,489	96,076	21,751	99,702	47,367	201,130	149,765	30,815	11,379
	100.0	73.8	14.8	8.5	100.0	32.0	7.2	33.2	15.8	100.0	74.5	15.3	5.7
1994年	780,269	543,055	140,385	74,648	373,319	117,128	25,692	123,006	62,865	252,207	188,754	37,757	14,309
	100.0	69.6	18.0	9.6	100.0	31.4	6.9	32.9	16.8	100.0	74.8	15.0	5.7

出典：“Significant Feature of Fiscal Federalism(Volume 2) 1995” (ACIR) P.76-77

※1 表中に掲げられていない税目があるため、個々の税目ごとの税収額の合計と「総税収」欄の数値は一致しない。

※2 表中、地方団体の1994年の売上税収入については、一般売上税と個別売上税を含んでいるため、(表2)における売上・使用税の合計値とは一致しない。

(表2) 米国各州の一般歳入と売上・使用税 (1996会計年度)

州名	一般歳入総額 A	税込総額 B	歳入総額に占める 税込割合 C=B/A*100	売上・使用税 D	歳入総額に占める 売上税等 E=D/A*100	税込総額に占める 売上税等 F=D/B*100
アラバマ州	10,894,396	5,257,771	48.3	1,439,145	13.2	27.4
アラスカ州	6,818,956	1,519,082	22.3	0	0.0	0.0
アリゾナ州	10,866,578	6,409,395	59.0	2,720,378	25.0	42.4
アーカンソー州	7,023,153	3,708,744	52.8	1,375,906	19.6	37.1
カリフォルニア州	98,185,276	57,746,664	58.8	18,980,224	19.3	32.9
コロラド州	9,460,920	4,820,163	50.9	1,321,500	14.0	27.4
コネチカット州	12,356,981	7,830,171	63.4	2,444,896	19.8	31.2
デラウェア州	3,302,671	1,688,349	51.1	0	0.0	0.0
フロリダ州	32,993,589	19,699,255	59.7	11,428,999	34.6	58.0
ジョージア州	18,345,190	10,292,371	56.1	3,823,895	20.8	37.2
ハワイ州	5,379,231	3,079,404	57.2	1,431,802	26.6	46.5
アイダホ州	3,304,739	1,857,006	56.2	600,112	18.2	32.3
イリノイ州	30,306,291	17,277,319	57.0	5,057,457	16.7	29.3
インディアナ州	15,064,948	8,437,031	56.0	2,867,644	19.0	34.0
アイオワ州	8,133,204	4,440,540	54.6	1,456,221	17.9	32.8
カンザス州	6,891,680	3,978,761	57.7	1,401,023	20.3	35.2
ケンタッキー州	11,570,606	6,489,256	56.1	1,784,031	15.4	27.5
ルイジアナ州	11,832,770	4,906,283	41.5	1,621,872	13.7	33.1
メイン州	3,835,918	1,896,564	49.4	657,955	17.2	34.7
メリーランド州	14,011,079	8,166,692	58.3	2,000,298	14.3	24.5
マサチューセッツ州	22,845,324	12,455,370	54.5	2,610,094	11.4	21.0
ミシガン州	32,129,087	19,128,687	59.5	6,586,563	20.5	34.4
ミネソタ州	16,192,328	10,242,646	63.3	2,900,125	17.9	28.3
ミシシッピ州	7,461,122	3,860,523	51.7	1,831,963	24.6	47.5
ミズーリ州	13,022,026	7,210,351	55.4	2,465,479	18.9	34.2
モンタナ州	2,830,792	1,256,416	44.4	0	0.0	0.0
ネブラスカ州	4,535,936	2,369,462	52.2	814,748	18.0	34.4
ネバダ州	4,145,806	2,889,254	69.7	1,571,703	37.9	54.4
ニューハンプシャー州	2,706,280	837,092	30.9	0	0.0	0.0
ニュージャージー州	26,614,948	14,384,897	54.0	4,318,373	16.2	30.0
ニューメキシコ州	6,318,208	3,060,637	48.4	1,283,843	20.3	41.9
ニューヨーク州	71,219,317	34,150,039	48.0	6,963,058	9.8	20.4
ノースカロライナ州	20,047,157	11,882,318	59.3	2,970,566	14.8	25.0
ノースダコタ州	2,144,456	985,327	45.9	282,131	13.2	28.6
オハイオ州	29,466,705	15,649,492	53.1	4,991,363	16.9	31.9
オクラホマ州	8,155,980	4,617,688	56.6	1,210,391	14.8	26.2
オレゴン州	9,957,537	4,415,725	44.3	0	0.0	0.0
ペンシルベニア州	33,511,837	18,295,012	54.6	5,701,275	17.0	31.2
ロードアイランド州	3,345,536	1,549,195	46.3	465,133	13.9	30.0
サウスカロライナ州	10,260,863	5,113,034	49.8	1,919,340	18.7	37.5
サウスダコタ州	1,886,175	730,251	38.7	383,423	20.3	52.5
テネシー州	12,509,924	6,184,562	49.4	3,537,315	28.3	57.2
テキサス州	42,615,890	21,270,839	49.9	10,811,287	25.4	50.8
ユタ州	5,831,395	2,913,960	50.0	1,170,120	20.1	40.2
バーモント州	1,950,265	841,029	43.1	182,528	9.4	21.7
バージニア州	16,616,577	8,900,413	53.6	1,995,787	12.0	22.4
ワシントン州	17,195,462	10,586,463	61.6	6,182,443	36.0	58.4
ウェストバージニア州	5,835,895	2,770,888	47.5	797,289	13.7	28.8
ウィスコンシン州	16,778,167	10,292,434	61.3	2,708,052	16.1	26.3
ワイオミング州	2,003,979	625,966	31.2	210,952	10.5	33.7
合計	770,713,150	418,970,791	54.4	139,278,702	18.1	33.2

出典：CSG編 "THE BOOK OF THE STATES, VOLUME 32", Table 6.12

※1 単位：項目A, B, Dについては千ドル、項目C, E, Fについては%

※2 ワシントンDCについては(表3)に記載してあるが、本論では州政府と同等の扱いとして記述する。

は最も多くの税収をあげた税目となっており、以下、州個人所得税1,347億ドル（税収全体比32.1%）、州法人所得税293億ドル（同7.0%）などが続く。州別に見ると、フロリダ州（歳入比34.6%、税収比58.0%）、ネバダ州（同37.9%、54.4%）、ワシントン州（同36.0%、同58.4%）などの州で売上・使用税への依存度が高くなっている。この3州は個人所得税を課税していない州でもある。一方、売上・使用税を課税している州の中では、ニューヨーク州（歳入比9.8%、税収比20.4%）、バーモント州（同9.4%、同21.7%）などが、歳入・税収に占める売上・使用税の割合が低くなっている。

地方団体の一般歳入、税収において売上・使用税が占める割合は、州政府と比較してかなり小さい。1994会計年度において、全米33州で地方売上・使用税の課税が行われているが、その収入総額は約260億ドルであり、歳入全体に占める割合4.1%、税収全体に占める割合は10.3%となっている。地方公共団体における歳入・税収の中心はやはり財産税である。ただ、個々に見ていくと、ルイジアナ州（歳入比18.7%、税収比51.4%）、コロラド州（同12.5%、同28.2%）のように、地方売上税が州内地方団体の重要な財源となっている州もある。

現在米国では、アラスカ州、デラウェア州、モンタナ州、ニューハンプシャー州及びオレゴン州で州売上・使用税が課税されていない。売上・使用税を課税していない州は各州それぞれの事情がある。まず、アラスカ州は石油・天然ガス採掘税等石油・天然ガス関係税の歳入があり、州レベルで売上・使用税を課税する必要が今のところない。オレゴン州の場合、過去60年間のうちに数回売上・使用税の導入が提案されてきたが、いずれも州民投票の結果否決されている。また、モンタナ州も同様の事情があり、1993年6月、州知事により提案された税率4%による州売上・使用税の導入案は、州民投票の結果否決されている。デラウェア州とニューハンプシャー州は、売上・使用税がないため、小売業者が大きな便益を受けていることもあり、売上・使用税の課税の創設には消極的である。特にニューハンプシャー州はあらゆる税の新設に抵抗してきており、売上・使用税及び州個人所得税ともに課税していない唯一の州となっている^{註3}。

現在、売上・使用税は、米国の人口の98%をカバーする地域において課税され、好況・不況といった経済サイクルの影響を受けにくい安定的な財源として米国の地方財政の根幹を担う税の一つとなっている。

^{註3} John F. Due 他著、"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration"参照。

第3章 売上税の概要

米国において州税制度は各州独自に定められるものであり、同一の税目であってもそれを一般化して論じることは困難な場合が少なくない。売上・使用税もその例外ではないが、それを前提において、本章では売上・使用税の基幹となる売上税についてその概要を記述する。使用税については、売上税とは異なる性格を有することから、次章において説明することとしたい。

第1節 米国における売上税

米国における売上税は州内の「課税対象」売上に対して課される最終消費関連取引税と考えることができる^{註4}。課税対象となる「売上」とは、主として有形動産の移転・交換、賃借やサービスの対価などである^{註5}。

第2節 課税団体と納税義務者

1 課税団体

州売上税の課税団体は各州である。前述したとおり、1996年現在、米国では45州（ワシントンDCも売上税を課税）で州売上税が課税されている。また、アラバマ州を含め33州で地方売上税が課税されている。地方売上税の場合、その課税団体はカウンティ、市あるいは地域における運輸公社等州により様々であり、徴収は州が一元的に行っている場合が多い（地方売上税の状況については第6章で詳述する）。

2 納税義務者

売上税は実質的には最終消費者が負担する税であるが、法律上の納税義務者の捉え方は各州において異なり、一般的には、1) 売主主体、2) 消費者主体、3) 売主・消費者双方（混合型）の3類型に分類される^{註6}（表3参照のこと）。

(1) 売主主体 (Vendor Taxes)

売主主体は州法上、売主が一義的な納税義務を負うとされているものであり、アリゾナ州など13州でこの方式が採られている（表3参照）。しかし、アリゾナ、ハワイ及びニューメキシコ州を除き、各州法は税負担の消費者への転嫁を要求しないまでも許容するものとなっており、実質的な税負担は最終的な消費者にかかる形となっている。

(2) 消費者主体 (Consumer Taxes)

消費者主体は州法上、消費者が一義的な納税義務を負い、売主は小売段階で消費者から売上税を徴収する義務を負うとされているものであり、アイダホなど17州でこの方式が採られている。

^{註4} ただし、ハワイ州は最終消費者への売上であるかどうかを問わない。

^{註5} アーンスト・アンド・ヤングLLP編「アメリカ税務ガイドブックQ&A」を参照。

^{註6} John F. Due 他著、"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration" Chapter 2 を参照。

(表3) 売上税の納税義務及び登録システム

州名	州売上・ 使用税の 有無	州売上税の納税義務			登録方式		登録事業者数 (1991年時点)
		売主	消費者	混合	全体 登録	分割 登録	
アラバマ州	有			○	○		71,995
アリゾナ州	有	○			○		130,081
アーカンソー州	有			○		○	59,414
カリフォルニア州	有	○			○		962,893
コロラド州	有			○		○	145,741
コネチカット州	有	○				○	120,000
フロリダ州	有			○	○		511,440
ジョージア州	有			○		○	190,928
ハワイ州	有	○			○		169,781
アイダホ州	有		○		○		32,265
イリノイ州	有			○	○		218,990
インディアナ州	有			○		○	172,934
アイオワ州	有		○		○		128,233
カンザス州	有			○		○	103,738
ケンタッキー州	有	○				○	97,540
ルイジアナ州	有		○			○	80,000
メイン州	有			○		○	52,760
メリーランド州	有		○			○	105,957
マサチューセッツ州	有			○		○	224,951
ミシガン州	有	○				○	232,967
ミネソタ州	有			○	○		145,000
ミシシッピ州	有		○			○	76,000
ミズーリ州	有		○		○		75,700
ネブラスカ州	有		○			○	68,947
ネバダ州	有	○			○		38,359
ニュージャージー州	有			○	○		260,000
ニューメキシコ州	有	○			○		90,000
ニューヨーク州	有		○		○		573,275
ノースカロライナ州	有		○		○		164,000
ノースダコタ州	有	○				○	27,900
オハイオ州	有		○			○	274,000
オクラホマ州	有			○		○	68,139
ペンシルベニア州	有		○		○		240,000
ロードアイランド州	有		○		○		35,000
サウスカロライナ州	有	○				○	102,236
サウスダコタ州	有	○				○	49,232
テネシー州	有	○				○	139,365
テキサス州	有			○		○	484,688
ユタ州	有		○		○		45,000
バーモント州	有		○			○	32,615
バージニア州	有			○		○	151,075
ワシントン州	有		○		○		138,301
ウェストバージニア州	有		○			○	71,967
ウィスコンシン州	有	○			○		158,747
ワイオミング州	有		○			○	25,454
ワシントンDC	有			○	○		35,000
合計	46	13	17	16	21	25	7,382,608

出典：“SALES TAXATION State and Local Structure and Administration”

Chapter 1 table 1.5, Chapter 2,7

(3) 売主・消費者双方 (混合型: Hybrid Taxes)

混合型は州法上、売主が一義的な納税義務を負うものの、消費者への税負担の転嫁が法律上規定されているというものであり、アラバマ州など15州及びワシントンDCがこの方式を採っている。

売上税の納税義務者の捉え方は各州において様々であるが、どの方式であれ、実務上は売主が課税対象である物品及びサービス等の価格に加えて消費者から必要な税額を徴収し、それを課税団体（一般的には州政府）に申告・納付することに変わりはない。税負担は最終消費者に転嫁されていく。

第3節 小売業者の登録

既に述べたとおり、一般的に売上税は物品、サービスの売主により徴収される。売上税の課税実務において重要な役割を担う小売業者等の把握は、売上税の賦課・徴収の基本となるものであり、各州はそれぞれにこれら小売業者等の登録制度を持っている⁸⁷。

1 一般的な登録手続き

小売業等、売上税の課税対象となるような事業を開始しようとする者は、州政府など売上税の課税団体にその旨を申請し、登録及び小売事業等を行う免許、証明又は許可書の交付を受けなくてはならない。事業者に交付される免許等は、当該事業者に対して小売業等を営む許可を与えるものであり、この免許等を取得することなく小売業などを営んだ場合、事業者に対して一定額の罰金を課す州もある。また、登録を行った事業者には多くの州において、売上税の徴収にかかるアカウント・ナンバーが交付され、これをもとに売上税の申告・納付及びそれに付随する処理が行われることになる⁸⁸。

州内に多数の小売店舗等を有する事業者については、個々の小売店舗等の申請の取扱いが各州において異なっている。この取扱いは大きく、1) 総合登録、2) 分割登録、の2つに分けることができる (表3参照)。

(1) 総合登録 (Consolidated Registration)

統合登録は、主たる小売店舗等において小売事業者等としての登録を行い、他の店舗についてはそのリストを添付する形で行われる登録方式である。免許等が登録時の主たる小売店舗等のみ交付されるか、リストに記載された全ての店舗に交付されるかは、州により扱いが異なる。この登録方式は、アラバマ州など20州とワシントンDCにおいて採用されている⁸。ただ、総合登録方式においても、各州政府はカウンティや市町村など個々の地方団体ごとに店舗所在の状況に関する報告を求めることが多い。これは、地方売上税が課税されている場合には、とりわけ重要な情報となってくる。

(2) 分割登録 (Separate Registration)

分割登録は個々の小売店舗等の所在ごとに登録申請を行う方式である。この登録方式はア

⁸⁷ ⁸ John F. Due 他著、"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration" Chapter 7 を参照。

ーカンソー州など25州で採用されている⁸。しかし、この登録方式を採っている州の多くは複数店舗を有する小売事業者等につき、一括しての登録を一部認めている。

2 小売免許等の有効期間と交付手数料

小売免許等の有効期間及び取得・更新時の手数料は、各州により様々である。

アラバマ、ミシガン、ウェストバージニア、オハイオ、ハワイ、マサチューセッツ及びフロリダ州の計7州は、小売免許等を毎年更新することを求めている。アラバマ州、ミシガン州は免許等の取得時、更新時ともに手数料を課していない。他の5州はオハイオ州の取得時25ドル、更新時10ドルなど、取得・更新時又はどちらか一方の時点で手数料が課されている。上記7州の他、免許等の有効期間が定められている州としては、2年－ウィスコンシン州（手数料5ドル）、コネチカット州（手数料20ドル）、コロラド州（取得時16ドル＋事業ごとに50ドル、更新時16ドル）、3年－オクラホマ州（取得時20ドル、更新時10ドル）5年－イリノイ州、ペンシルベニア州（ともに手数料なし）などがある。その他の32州及びワシントンDCは一旦発行された小売免許等は、事業の所有者の変更などが無い限り半永久的に有効である。免許等取得時の手数料は、手数料無料のカリフォルニア州やワシントンDCから、売上規模等に応じて最低100ドルの預け入金を課すネバダ州まで様々である⁸。

第4節 売上税の課税対象、非課税措置及び課税標準

売上税の課税対象、非課税項目の取扱い及び税額算定の基礎となる課税標準に対する考え方は各州においてかなり異なっている。

各州の売上税の課税対象については、（表4）にその概要をまとめてある。（表4）に記載してある課税対象項目は各州における主要な売上税課税対象項目ではあるが、全てを網羅している訳ではない。また、各州いずれも「動産の小売」を課税対象行為としているが、課税対象となる「動産」の範囲も各州ごとに異なっている。食料品、衣料品等主要な物品、サービス等に係る各州における課税の取扱いについては（表5）にまとめてある。

第5節 売上税の非課税対象者

1 連邦政府

連邦政府への物品、サービス等の直接的な売上については、売上税は課税されないのが一般的である。また、連邦政府からの請負工事等については、その資材について売上税が課税される可能性はあるが、州によっては、これについても非課税と定めているところがある。

2 州政府及び地方団体等

州政府及びカウンティ、市町村、学区及び特別区等の地方団体に対する物品、サービス等の販売について、売上税が課税されているかどうかについては、明確な統計的資料を入手することができなかったが、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、ハワイ、ルイジアナ、ノースカロライナ、サウスカロライナ州⁸⁹の7州では、州政府及びカウンティ以下の地方公共団体の双方に売上税が課税され、他の38州とワシントンDCについては、少なくとも州政

⁸⁹ サウスカロライナ州は、学校などの教育機関が購入する教科書等について、売上税を課税しないこととしている。

府への物品、サービス等の販売については売上税が課税されていないと見られる^{註10}。

サウスカロライナ州の売上・使用税は1951年に、新税創設による税収増と財源の多様化、そして全米的レベルで見た場合に見劣りがした同州の学力水準を向上させるために必要な教育財源の確保を目的として創設された^{註11}。サウスカロライナ州の州売上・使用税は現在税収の100%が教育財源に充当されており、今日に至るまでの税率引き上げも増大する教育費に対する財源手当の観点から行われることが多かった^{註12}。このような事情を背景にして、州売上・使用税の課税ベースを広くし、可能な限り多くの税収（教育財源）を確保することが、州内の教育団体から強く要望されており、これが州政府及び地方団体も州・売上使用税を負担している大きな理由となっている。

3 非営利団体等

教育、病院、宗教、慈善活動ないしこれに類する非営利団体への物品、サービス等の販売については、大半の州で一般的にこれを非課税としている。一方、アラバマ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、ハワイ、アイダホ、アイオワ、カンサス、ルイジアナ、メイン、ノースダコタ、オクラホマ、サウスダコタ、バージニア及びワシントン州の15州については、上記のような非営利団体に対する物品等の販売について、一般的にはこれを非課税としていない^{註13}。しかし、これらの州の中にも、病院や医療関係施設への物品等の販売を非課税としている州（オクラホマ州、カンザス州）、非営利団体により運営される学校に対する物品等の販売を非課税としている州（アーカンソー、アイダホ、カンサス、ノースダコタ、サウスダコタ、バージニア州）などがあり、たとえ、非営利団体への物品、サービス等の販売が、一般的に非課税とされていないとしても、各州において一律に全ての種類の非営利団体への売上が課税の対象とされている訳ではない¹³。

4 小売段階における非課税品の選別

これまで述べたとおり、売上税の課税、非課税の取扱いは各州によってかなり異なっており、課税品と非課税品の的確な選別は、売主側にとっては、売上税の適正な申告・納付を確保する観点から非常に重要となってくる。これは、小売業者、とりわけ多数の商品を扱うスーパーマーケットなどでは、かなり繁雑な作業となる。ただ、現在ではコンピュータスキャン機能を備えたキャッシュレジスターの普及により、正確かつ迅速に非課税商品のより分けができるようになってきている。

^{註10} John F.Due 他著、"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration" Chapter 5 を参照。

^{註11} 1951年、売上税創設当時の税率は3%であった。

^{註12} 例えば1984年にサウスカロライナ州は税率を4%から5%に引き上げているが、これは当時、同州で実施されていた教育改革に関連して、優秀な教員を採用するための教職員の給与アップ、教育達成水準向上のための新規プログラムの実施及び新しい学校校舎の建設などのために、年間2億ドルの新規教育財源を確保しなければならなかったことが背景にある。

^{註13} John F.Due 他著、"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration" Chapter 5 を参照。

5 再販売目的で他州から物品等を購入する際の扱い

これまでに述べた各種非課税証明は、各州政府によって発行されるが、他州から再販売目的で商品の購入を行う場合に、自州政府が発行した非課税証明書がどの程度有効かは、州により取扱いに差がある。他州からの商品仕入について有効な非課税証明書として、MTC(Multistate Tax Compact)が作成した非課税証明書モデルを基本としたものがある。MTCは、州税制度の標準化等を目的として、1967年に創設され、現在、シカゴに本部、ニューヨーク、ヒューストンに事務所を置き活動している。各州が自州内の販売業者に対して、MTCの非課税証明書モデルに準じて作成された、他州の非課税証明書を有効なものとして取り扱うことを認めているかどうかについての状況は(表5)のとおりである。また、アリゾナ、カリフォルニア、ニューメキシコ、テキサス州のメキシコ国境沿いの各州においては、BSC(Border States Uniform Sales for Resale Certificate)と呼ばれる非課税証明書が発行されている。これは、メキシコ国境沿いの4州におけるスペイン語を第1言語とする州民の便宜を図る目的で作成されたものと言われている。メキシコ州境4州に関しては、他州のBSCを自州において有効な証明書として扱うことを認めている。MTCモデルに準じた他州の非課税証明書などを受け付けない州から、再販売目的で物品等を購入する場合、一般に購入側は、当該州の再販売目的に関する購入についての非課税証明書を取得することとなる。

6 売上税の課税標準等

1 売上税の適用時点

小売におけるどの時点で売上税を適用するかについては、「売上基準(Sale Basis)」：売上が発生した時点で売上税が適用され、売主による税額徴収が行われるとするもの、「現金基準(Cash Basis)」：金銭が収受された時点で売上税が適用され、売主による税額徴収が行われるとするもの、の二つに分かれる¹⁴。売上基準を採用している州は(表6)のとおりである。他州は、現金基準ないし、売上基準と現金基準のどちらかを採ることを認めている。売上基準と現金基準ともに一長一短があるが、一般的には売上基準の方が小売業者等の現行の経理システムにより適していると言われている。実際、小売業者が用いている売上を基準にした記帳システムは、現金収受を基準としたものよりも、はるかに正確に課税取引の仕分けができるとされている。また、売上基準により売上税の徴収が行われれば、実際の税額の収受にかかわらず、一定期間に行われた課税取引に基づき売上税の申告・納付が行われるため、課税団体側にとっても都合がよい。ただ、一方で、売上基準は、小売業者等に実際の税額徴収の有無にかかわらず、一定額の申告・納付を求めることになることから、事業者サイドとしては、売上税の申告・納付にあたって一時的な自己資金の持ち出しが必要となるケースが生じることも考えられる。

2 納付義務を負う売上税総額

小売業者などは日々の営業活動の中で消費者から売上税を徴収している。ゆえに最終的に一体どれだけの売上税額を申告・納付すればよいかということが、事業者にとって大きな関心事となっている。この点に関しては概ね次のような取扱いとなっている。

¹⁴ John F.Due 他著、"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration" Chapter 2 を参照。

(表4) 各州における売上税の課税対象

州名	課税対象
アラバマ州	動産の小売・賃貸、入場料、車両、農業用機械、自販機による食料品販売等
アリゾナ州	動産の小売、動産・不動産（居住用・農業用を除く）の賃借料等
アーカンソー州	動産（コンピューターソフトウェアを含む）の小売・賃貸、印刷、宿泊料等
カリフォルニア州	動産の小売・賃貸、レストランでの飲食代、物品の加工サービス等
コロラド州	動産の小売・賃貸、レストランの食事代、宿泊料等
コネチカット州	動産の小売・賃貸、30日以内のホテル宿泊代等
フロリダ州	動産の小売・賃貸、6か月以下の宿泊・駐車料、不動産（農業用、鉱業用を除く）の賃貸等
ジョージア州	動産の小売・賃貸、石油・固形燃料、電力・電話代、90日以内の宿泊料、入場料等
ハワイ州	動産の小売・賃貸等
アイダホ州	動産の小売・賃貸、入場料等
イリノイ州	動産の小売等
インディアナ州	動産（車両用燃料、タバコを含む）の小売、30日未満の宿泊料等
アイオワ州	動産の小売・賃貸、入場料、宿泊料及び修理、洗濯、理容などに係るサービス料等
カンザス州	動産の小売・賃貸、入場料、28日以下の宿泊代等
ケンタッキー州	動産の小売・賃貸、30日未満の宿泊料等
ルイジアナ州	動産の小売・賃貸、入場料、宿泊料、清掃・修理サービス等
メイン州	動産の小売、宿泊料、レンタカー代等
メリーランド州	動産の小売・賃貸、印刷、洗濯、清掃等のサービス代、飲食代、宿泊料、入場料等
マサチューセッツ州	動産の小売・賃貸等
ミシガン州	動産の小売・賃貸、宿泊代等
ミネソタ州	動産の小売・賃貸、倉庫料、飲食代、入場料、洗濯・清掃等のサービス料、30日以内の宿泊
ミシシッピ州	動産の小売・賃貸等
ミズーリ州	動産の小売・賃貸、入場料、電話・公共料金、宿泊料、飲食代等
ネブラスカ州	動産の小売・賃貸、30日未満の宿泊料等
ネバダ州	動産の小売・賃貸等
ニュージャージー州	動産の小売・賃貸、レストラン等での飲食代、入場料、90日以下の宿泊料、広告サービス等
ニューメキシコ州	動産の小売・賃貸、サービス料等
ニューヨーク州	動産の小売・賃貸、サービス料、公共料金、90日未満の宿泊料等
ノースカロライナ州	動産の小売・賃貸、サービス料金、90日未満の宿泊代等
ノースダコタ州	動産の小売・賃貸、入場料、雑誌・定期刊行物、宿泊料、ガス・通信サービス等
オハイオ州	動産の小売・賃貸、30日未満の宿泊代、サービス等
オクラホマ州	動産の小売・賃貸、電信・電話代、印刷、宿泊、駐車、加工済食品、コンピューター機器等
ペンシルベニア州	動産の小売、非居住用ガス・電力・蒸気、通信、印刷・洗濯・調査・修理等のサービス料等
ロードアイランド州	動産の小売・賃貸、30日以内の宿泊代等
サウスカロライナ州	動産の小売・賃貸、90日以内の宿泊、クリーニングなどのサービス等
サウスダコタ州	動産の小売・賃貸、修理等のサービス、入場料、28日未満の宿泊料、弁護士等謝金など
テネシー州	動産の小売・賃貸、90日未満の宿泊料、駐車料、電話料、修理・クリーニング料等
テキサス州	動産の小売・賃貸、娯楽サービス、有線テレビ受信料、駐車料、動産の修理・改造費用等
ユタ州	動産の小売・賃貸、運送料、電信電話料、家庭用及び事業用のガス・電気・石炭・燃料等
バーモント州	動産の小売・賃貸、水道・電話・交通を除く公共料金、物品加工・印刷等のサービス料等
バージニア州	動産の小売・賃貸、90日未満の宿泊代等
ワシントン州	動産の小売・賃貸、据付・修理・建築・ビル清掃等のサービス料、入場料、宿泊代等
ウェストバージニア州	動産の小売・賃貸及び消費的サービス等
ウィスコンシン州	動産の小売・賃貸、1か月未満の宿泊料、入場料、電信電話及びその他の通信サービス等
ワイオミング州	動産の小売・賃貸、宿泊代、動産の修理・改造のサービス料等
ワシントンDC	動産の小売・賃貸、90日以下の宿泊料、入場料、サービス等

出典：須田徹著「アメリカの税法 連邦税・州税のすべて 改訂六版」、CCH編 "STATE TAX Handbook"

※ (表5)については「アメリカの税法」を軸に"STATE TAX Handbook"を参照して作成したもの。

(表5) 売上税における財、サービスへの課税の取扱い

出典: CCH編 "STATE TAX Handbook"

州名	食料品関係		衣料	コンピュータ関連				新聞等		賃貸関係			サービス					
	一般食料	食事等		仕出	市販プロ	特注プロ	修正プロ	ハード	新聞	定期刊行	自動車等	一般宿泊	一般的取扱	清掃関係	交通関係	修理関係	専門的	
アラバマ州	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	NT	×	×	×	×	
アリゾナ州	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	MT	×	○	×	×	
アーカンソー州	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	MT	○	×	○	×	
カリフォルニア州	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	NT	×	×	×	×	
コロラド州	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	NT	×	×	×	×	
コネチカット州	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	MT	○	×	○	○	
フロリダ州	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	MT	○	×	○	×	
ジョージア州	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	NT	×	○	×	×	
ハワイ州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	GT	○	×	○	○	
アイダホ州	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	NT	×	○	×	×	
イリノイ州	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	NT	×	×	×	×	
インディアナ州	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	NT	×	×	×	×	
アイオワ州	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	MT	○	×	○	○	
カンザス州	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	MT	×	○	○	×	
ケンタッキー州	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	NT	×	×	×	×	
ルイジアナ州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	NT	○	×	○	×	
メイン州	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	NT	×	×	×	×	
メリーランド州	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	NT	○	×	×	×	
マサチューセッツ州	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	○	×	NT	×	×	×	×	
ミシガン州	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	NT	×	×	×	×	
ミネソタ州	×	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	○	NT	○	×	×	×	
ミシシッピ州	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	MT	○	○	○	×	
ミズーリ州	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	NT	×	○	×	×	
ネブラスカ州	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	NT	×	×	×	×	
ネバダ州	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	NT	×	×	×	×	
ニュージャージー州	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	○	○	NT	○	×	○	×	
ニューメキシコ州	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	GT	○	○	○	○	
ニューヨーク州	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	MT	○	×	○	×	
ノースカロライナ州	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	○	NT	×	×	×	×	
ノースダコタ州	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	×	○	NT	×	×	×	×	
オハイオ州	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	MT	○	×	○	×	
オクラホマ州	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	MT	×	○	×	×	
ペンシルベニア州	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	○	○	MT	○	×	○	×	
ロードアイランド州	×	○	○	×	○	×	○	○	×	×	○	○	NT	×	×	×	×	
サウスカロライナ州	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	NT	×	×	×	×	
サウスダコタ州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	GT	○	○	○	○	
テネシー州	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	NT	○	×	○	×	
テキサス州	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	MT	○	×	○	×	
ユタ州	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	NT	○	○	○	×	
バーモント州	×	×	×	○	○	×	×	○	×	○	×	×	NT	×	×	×	×	
バージニア州	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	NT	×	×	×	×	
ワシントン州	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	MT	○	○	○	○	
ウェストバージニア州	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	GT	○	×	○	×	
ウィスコンシン州	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	MT	○	×	○	×	
ワイオミング州	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	NT	○	○	○	×	
ワシントンDC	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MT	○	×	○	×	
課税団体数	19	45	45	40	46	14	19	46	14	31	37	44	39	-	23	12	22	6

※ NT(Not Taxable) : 少数の特定サービス以外については課税していない。

MT(Many Taxable) : 売上税が課税されるサービスは法律上特定されているが、課税自体はかなり広範に行われている。

GT(Generally Taxable) : 一定の例外項目を除き、サービスについては課税している。

(表5) 売上税における財、サービスへの課税の取扱い(続)

州名	仕入関係		機械等			製造業関係		農業関係			医療サービス			医薬品関係		
	仕入	多州間証書の効力	事務用機械等	産業・農業用製造用機械等	農業用機械等	原材料等	動力・燃料等	殺虫剤等	肥料種、餌	苗木、植物	内科	歯科	眼科	処方箋薬	一般薬	補装具等
アラバマ州	×	MTC	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
アリゾナ州	×	BSC,MTC	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	
アーカンソー州	×	MTC	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	
カリフォルニア州	×	BSC,MTC	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	
コロラド州	×	MTC	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	
コネチカット州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
フロリダ州	×	MTC	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
ジョージア州	×	MTC	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
ハワイ州	○	MTC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	
アイダホ州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
イリノイ州	×	MTC	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	
インディアナ州	×	No	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
アイオワ州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
カンザス州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ケンタッキー州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ルイジアナ州	×	No	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	
メイン州	×	MTC	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	
メリーランド州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
マサチューセッツ州	×	No	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ミシガン州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ミネソタ州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ミシシッピ州	×	No	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
ミズーリ州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ネブラスカ州	×	MTC	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ネバダ州	×	MTC	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	
ニュージャージー州	×	MTC	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
ニューメキシコ州	×	BSC,MTC	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	×	○	
ニューヨーク州	×	No	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
ノースカロライナ州	×	No	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	
ノースダコタ州	×	MTC	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	
オハイオ州	×	No	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
オクラホマ州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ペンシルベニア州	×	No	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
ロードアイランド州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
サウスカロライナ州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
サウスダコタ州	×	MTC	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	
テネシー州	×	MTC	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	
テキサス州	×	BSC,MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ユタ州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
バーモント州	×	MTC	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
バージニア州	×	No	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ワシントン州	×	MTC	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	
ウェストバージニア州	×	No	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
ウィスコンシン州	×	MTC	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	
ワイオミング州	×	No	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	
ワシントンDC	×	MTC	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	
課税団体数	1	-	46	13	13	1	18	7	2	2	2	2	2	1	39	6

注 MTC (Multistate Tax Compact Uniform Multi-jurisdiction Exemption Certificate) 再販売目的の物品購入に係る非課税証明書

BSC (Border States Uniform Sales for Resale Certificate) メキシコ国境沿いの州で発行されている再販売目的の物品購入に係る非課税証明書

MTC、BSCのいずれも表中に記載がある州は、他州の非課税証明も自州内で有効な証明として取り扱う。

No; MTC、BSCを認めない。

(表5) 売上税における財、サービスへの課税の取扱い(続)

州名	加工・研究関係		公害防止設備		一時的販売		自販機販売	
	加工過程 の原材料	研究活動 の原材料	大気汚 染防止	水質汚 濁防止	自動車、船 航空機等	その他一般	食料 品等	その 他
アラバマ州	×	○	×	×	○	×	○	○
アリゾナ州	×	×	×	×	×	×	×	○
アーカンソー州	×	○	×	×	○	×	○	○
カリフォルニア州	×	○	○	○	○	×	○	○
コロラド州	×	○	○	○	○	○	○	○
コネチカット州	×	○	×	×	○	×	×	○
フロリダ州	×	○	×	×	○	×	○	○
ジョージア州	×	○	×	×	×	×	○	○
ハワイ州	○	○	×	○	×	×	○	○
アイダホ州	×	○	×	×	○	×	○	○
イリノイ州	×	○	×	×	○	×	○	○
インディアナ州	×	○	×	×	○	×	○	○
アイオワ州	×	○	×	×	○	×	○	○
カンザス州	×	○	○	○	○	×	○	○
ケンタッキー州	×	○	×	×	○	×	○	○
ルイジアナ州	×	○	×	×	○	×	×	×
メイン州	×	○	×	×	○	×	×	○
メリーランド州	×	×	×	×	○	×	○	○
マサチューセッツ州	×	×	○	○	○	×	○	○
ミシガン州	×	○	×	×	○	×	×	○
ミネソタ州	×	×	○	○	○	×	○	○
ミシシッピ州	×	○	○	○	○	×	×	○
ミズーリ州	×	○	×	×	○	×	○	○
ネブラスカ州	×	○	○	○	○	×	○	○
ネバダ州	×	○	○	○	×	×	○	○
ニュージャージー州	×	×	○	○	○	×	○	○
ニューメキシコ州	×	○	○	○	○	×	○	○
ニューヨーク州	×	×	×	×	○	×	○	○
ノースカロライナ州	×	○	○	○	○	×	○	○
ノースダコタ州	×	○	○	○	○	×	○	○
オハイオ州	×	○	×	×	○	×	×	○
オクラホマ州	×	○	○	○	○	○	○	○
ペンシルベニア州	×	×	×	×	○	×	○	○
ロードアイランド州	×	○	×	×	○	×	○	○
サウスカロライナ州	×	○	×	×	○	×	×	×
サウスダコタ州	×	○	○	○	○	×	○	○
テネシー州	×	○	×	×	○	×	○	○
テキサス州	×	○	×	×	○	×	○	○
ユタ州	×	○	×	×	○	×	○	○
バーモント州	×	×	○	○	○	×	○	○
バージニア州	×	×	×	×	○	×	○	○
ワシントン州	×	○	×	×	○	○	○	○
ウェストバージニア州	×	○	×	×	×	×	○	○
ウィスコンシン州	×	○	×	×	×	×	○	○
ワイオミング州	×	○	○	○	○	○	○	○
ワシントンDC	×	○	○	○	○	×	○	○
課税団体数	1	37	17	18	40	4	38	44

注 一時的販売とは、物品の小売を主たる業務としていない者が、自己の自動車、船、飛行機等の自己資産を売却する場合等を想定したものである。

(表6) 各州における価格の取扱い、税率及び課税標準額

州名	徴収		標準税率 (98年12 月31日)	一般的課税標準
	下取 価格	売上 基準		
アラバマ州	×		4%	総売上高又は販売価格
アリゾナ州	×		5%	総売上高又は後述する事業による総所得(小売業、レストラン等)
アーカンソー州	×	○	4.625%	総売上高又は総受領高(売上税)、販売価格(使用税)
カリフォルニア州	○	○	6%	総受領高又は小売販売価格
コロラド州	×		3%	購入価格又は総支払額(売上税)、取得費用(使用税)
コネチカット州	×	○	6%	総受領高又は販売価格
フロリダ州	×	○	6%	販売価格又は賃貸料
ジョージア州	×		4%	販売価格(売上税)、費用価格(使用税)賃貸料又は課税対象サービス総売上高
ハワイ州	×		4%	総売上高又は小売業者の総所得高(売上税)、資産価値(使用税)
アイダホ州	×	○	5%	販売価格(売上税)、資産の価値(使用税)
イリノイ州	×		6.25%	総受領高(売上高)、公正な市場価格による販売価格(使用税)
インディアナ州	×		5%	総小売価格
アイオワ州	×	○	5%	総受領高(売上税)、購入価格(使用税)など
カンザス州	×		4.9%	総受領高(売上税)、購入価格(使用税)
ケンタッキー州	×		6%	総受領高(売上高)、購入価格(使用税)
ルイジアナ州	×	○	4%	小売における動産の販売価格、使用・消費されている価格、費用など
メイン州	×	○	5.5%	動産やサービスの価値
メリーランド州	○	○	5%	総受領高
マサチューセッツ州	×		5%	総受領高(売上税)、販売価格(使用税)
ミシガン州	○	○	6%	総売上高(売上税)、購入価格(使用税)
ミネソタ州	×		6.5%	総受領高(売上税)、販売価格(使用税)
ミシシッピ州	×	○	7%	動産の小売における総売上高
ミズーリ州	×		4.225%	動産やサービスに対する総支払額
ネブラスカ州	×		4.5%	総受領高(売上税)、販売価格(使用税)
ネバダ州	○	○	6.5%	総受領高(売上税)、販売価格(使用税)
ニュージャージー州	×	○	6%	小売における総受領高(売上税)、価格(使用税)
ニューメキシコ州	×		5%	総受領高(売上税)、資産やサービスの価値(使用税)
ニューヨーク州	×	○	4%	小売からの総受領高(売上税)
ノースカロライナ州	○		4%	販売価格(売上税)、取得費用(使用税)
ノースダコタ州	×	○	5%	総受領額(売上税)、購入価格(使用税)
オハイオ州	×	○	5%	販売価格(売上税)、購入価格(使用税)
オクラホマ州	○	○	4.5%	総売上高(売上税)、購入価格(使用税)
ペンシルベニア州	×	○	6%	購入価格又は総受領高
ロードアイランド州	×		7%	総受領高(売上税)、販売価格(使用税)
サウスカロライナ州	×		5%	総売上高
サウスダコタ州	×		4%	総受領高(売上税)、購入価格、サービスや賃貸に係る価値(使用税)
テネシー州	×	○	6%	小売価格(売上税)、取得費用(使用税)
テキサス州	×		6.25%	販売価格(売上税)、販売価格や賃貸料(使用税)
ユタ州	×	○	4.75%	非課税対象でない売上の総額(売上税)、州内での消費等のための購入総額(使用税)
バーモント州	×		5%	販売価格(売上税)、販売価格(使用税)
バージニア州	×	○	3.5%	小売における総売上額
ワシントン州	×	○	6.5%	販売価格(売上税)、使用される物品の価値(使用税)
ウェストバージニア州	×	○	6%	総売上高(売上税)、購入価格(使用税)
ウィスコンシン州	×	○	5%	総受領高(売上税)、販売価格(使用税)
ワイオミング州	×	○	4%	販売価格や賃貸料総額(売上税)、販売価格(使用税)
ワシントンDC	○	○	5.75%	総受領高又は販売価格
課税団体数	7	26		

※ 出典：CCH編 "STATE TAX Handbook" 及び

John F. Due 他著 SALES TAXATION State and Local Structure and Administration "Chapter 3

注 下取り価格；商品を購入する際の中古品下取について、下取価格を考慮して課税額を算出。

- (1) (一定期間に申告・納付すべき税額) = (一定期間の課税売上) × (税率)
 ※実際の徴収税額にかかわらない。

この方式は、実際の徴収税額にかかわりなく、一定期間の課税対象売上に税率を乗じて得た額を、納付すべき税額とする方法である。これは、アラバマ、アーカンソー、カリフォルニア、コネチカット、ハワイ、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、マサチューセッツ、ミネソタ、ミズーリ、ネブラスカ、ネバダ、ニューメキシコ、ニューヨーク、ノースダコタ、サウスカロライナ、サウスダコタ、テキサス、バーモント、ワシントン及びウィスコンシンの28州とワシントンDCにおいて採用されている。

- (2) (一定期間に申告・納付すべき税額) は次のうちどちらか大きな金額

A：一定期間における課税売上×税率

B：一定期間における実際に収集した税

AとBのどちらか大きな金額

この方式は、一定期間における課税売上に税率を乗じて得た額と、一定期間における実際の徴収税額を比較して、どちらか大きい額を納付すべき税額とするものである。これは、アリゾナ、コロラド、ミシガン、オクラホマ、ロードアイランド、ユタ、ワイオミング、フロリダ、ジョージア、メリーランド、ミシシッピ、ニュージャージー、ノースカロライナ、オハイオ、ペンシルベニア、テネシー及びウェストバージニア州の17州で採用されている。ただし、超過税額が発生していた場合に、当該税額の申告・納付をどこまで事業者を求めるかについては州により差がある¹⁴。

3 各州における売上税の課税標準

各州における売上税（及び使用税）の課税標準については（表6）のとおりである。売上税の課税標準については、総売上高や総受領高を課税標準としているところが多い。税額の計算方法としても、一般的には、

$$(\text{売上税額}) = (\text{一定期間の課税売上}) \times (\text{税率})$$

ないし、

$$(\text{売上税額}) = (\text{一定期間の総売上}) \times \frac{(\text{売上税率})}{100 + (\text{売上税率})}$$

※例えば売上税率が4%なら上記の式における（売上税率）は4、100+（売上税率）は104となる。

の形で計算されているものと見られる¹⁵。

¹⁵ John F. Due 他著、"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration" Chapter 2 を参照。

4 売上税の税率

州売上税の税率は各州において定められ、カウンティ以下の地方売上税の税率は、一般的に州法が認める範囲内及び手続きに基づいて、各課税団体により定められる。1994年1月時点での州売上・使用税の税率及び各州管内のカウンティ、地方自治体等における売上・使用税の税率については（表7）のとおりである。同表には、参考までに1998年12月31日現在における州売上・使用税率も記載してある^{注16}。ただ、州内で課税できる売上税率の範囲については、一定の上限を定めている州が少なくない。例えば、コロラド州の場合、州、カウンティ、市の課税する売上税率の合計は7%以下でなければならないと定められており、州税率は3%であるから、カウンティ、市で課税できる税率の範囲は合計で4%以下となる^{注17}。また、テネシー州においても、カウンティと市の課税できる税率範囲は2.75%以下とされている^{注18}。従って、（表7）を見る際には、州とカウンティ、市の最高税率の合計が、州内において課税できる売上税の最高税率とはならない点に留意する必要がある。

1998年における税率の平均は州 5.109%、カウンティ 1.519%、市 1.623%、これを合計した売上・使用税の総計税率は8.251%である。総計税率は1981年時点では6.515%（州 4.101%、カウンティ 1.153%、市 1.261%）であり、1991年時点では7.865%（州 5.021%、カウンティ 1.304%、市 1.540%）である。この18年の間に総計税率は1.736%上昇している。

税率の変更や売上・使用税の新規の課税も、毎年かなりの数の団体で行われている。例えば、1998年の場合、税率の変更を行った課税団体は410団体であり、その内訳は、州が1（ネブラスカ州 税率5%から4.5%へ）、カウンティ 162、市の地方自治体 238、運輸特別区等9団体となっている。また、同年、売上・使用税を新規に課税した団体は170団体（カウンティ 23、市等の地方自治体等 141、運輸特別区等6団体）である。

（表7）に示した税率は標準的な税率であり、州によっては課税対象により異なる州売上・使用税率を適用しているケースが見られる。例えば、自動車の場合、アラバマ州（税率2%、売上税の標準的な税率は4%）、ミシシッピ州（税率3%、売上税の標準的な税率は7%）、ノースカロライナ州（税率3% 上限額1,500ドル、標準の標準的な税率は4%）などの州で通常税率より低い税率での課税が行われている。この他、前にも述べたが、イリノイ州では食料品、医薬品について1%の税率が適用される（売上税の標準的な率は6.25%）

^{注19}。

5 売上税の負担軽減措置

売上税は物品やサービスを購入する際、所得の寡多に関わりなく課税されるため、低所得者層ほど負担が重くなるという、いわゆる「逆進性」が問題点として指摘されてきた。食料品等の非課税ないし軽減税率の適用は、売上税の税負担軽減の一つの方策である。この他にも、食料品に売上税を課税している州を中心に、所得税における税額控除の適用等、様々な

^{注16} 本節についてはVertex, Incのインターネットホームページから入手した情報に基づき記述してある。

^{注17} John F. Due 他著、"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration" Chapter 11を参照。

^{注18} 当事務所の調査により直接確認。

^{注19} 複数税率を採用している州の記述については、CCH編 "1999 STATE TAX Handbook" の記載内容に基づいている。

(表7) 各州における州、地方売上(使用)税率(1994年1月現在)

州名	州	カウンティの税率 範囲	市の税率の範囲	その他の団体の税率 範囲	1998年12 月31日現 在州税率
アラバマ州	4 %	1 ~ 3 %	1 ~ 4 %		4 %
アラスカ州	- %	1 ~ 4 %	2 ~ 6 %		- %
アリゾナ州	5 %	0.1 ~ 1 %	0.25 ~ 3 %		5 %
アーカンソー州	4.5 %	1 ~ 2 %	0.5 ~ 2 %		4.625 %
カリフォルニア州	6 %	1.25 %	1 %	0.1 ~ 1.25 %	6 %
コロラド州	3 %	0.25 ~ 4 %	1 ~ 4 %	0.1 ~ 0.6 %	3 %
コネチカット州	6 %				6 %
フロリダ州	6 %	0.5 or 1 %			6 %
ジョージア州	4 %	1 or 2 %		1 %	4 %
ハワイ州	4 %				4 %
アイダホ州	5 %				5 %
イリノイ州	6.25 %	0.25 %	0.25 ~ 1 %	0.25 or 0.75 %	6.25 %
インディアナ州	5 %				5 %
アイオワ州	5 %	1 %			5 %
カンザス州	4.9 %	0.5 ~ 2 %	0.5 ~ 1 %		4.9 %
ケンタッキー州	6 %				6 %
ルイジアナ州	4 %	1 ~ 4 %	0.3 ~ 3 %		4 %
メイン州	6 %				5.5 %
メリーランド州	5 %				5 %
マサチューセッツ州	5 %				5 %
ミシガン州	6 %				6 %
ミネソタ州	6 %	0.5 %	0.5 ~ 1 %		6.5 %
ミシシッピ州	7 %		0.25 %		7 %
ミズーリ州	4.225 %	0.5 ~ 1.5 %	0.5 ~ 1.5 %		4.225 %
ネブラスカ州	5 %		0.5 ~ 1.5 %		4.5 %
ネバダ州	6.5 %	0.5 %			6.5 %
ニュージャージー州	6 %				6 %
ニューメキシコ州	5 %	0.125 ~ 0.75 %	0.5 ~ ### %		5 %
ニューヨーク州	4 %	2 ~ 4 %	1 ~ 4 %	0.25 %	4 %
ノースカロライナ州	4 %	2 %			4 %
ノースダコタ州	5 %		0.5, 1 %		5 %
オハイオ州	5 %	0.5 ~ 1.5 %		0.25 ~ 1 %	5 %
オクラホマ州	4.5 %	0.5 ~ 2 %	1 ~ 4 %		4.5 %
ペンシルベニア州	6 %	1 %	1 %		6 %
ロードアイランド州	7 %				7 %
サウスカロライナ州	5 %	1 %			5 %
サウスダコタ州	4 %		1, 2 %		4 %
テネシー州	6 %	1 ~ 2.75 %	0.5 ~ 2.75 %		6 %
テキサス州	6.25 %	0.5 %	1, 1.5, 2 %	0.25, 0.5, 1 %	6.25 %
ユタ州	5 %	1 %	0.75 ~ 2 %	0.25 %	4.75 %
バーモント州	5 %				5 %
バージニア州	3.5 %	1 %	1 %		3.5 %
ワシントン州	6.5 %	0.5 ~ 1.1 %	0.5 ~ 1.7 %	0.3 ~ 0.6 %	6.5 %
ウェストバージニア州	6 %				6 %
ウィスコンシン州	5 %	0.5 %			5 %
ワイオミング州	4 %	1 or 2 %			4 %

出典：1994年の税率に関する部分"SALES TAXATION State and Local Structure and Administration"
1998年の税率に関する部分 CCH編"STATE TAX Handbook"

売上税の税負担軽減措置が採られている。一例を示すと、次のような州及び措置がある^{註20}。

まず、ハワイ州では食料品に係る売上税の相殺分として、調整後総所得金額^{註21} 3万ドル未満の全ての住民に対して、州所得税に係る税額控除55ドルが与えられる。また、アイダホ州では、所得税の申告書を提出した、視覚障害者、障害を持つ復員軍人及び62歳以上の高齢者に対して、15ドルから30ドルの所得税に係る税額控除を与えている。一方、ワイオミング州のように65歳以上の高齢者又は身体障害者で、年収1万ドル以下さらに1人世帯を構成する者については最高630ドル、同じ身体条件で年収1万4千ドル以下、かつ、結婚している世帯については、最高723ドルの州税払い戻しを受けられるようにしている州もある。

6 売上税の申告・納付

1998年12月31日時点では、カリフォルニア州など9州が主として四半期ごとの申告・納付を採用しており、他の36州とワシントンDCが毎月申告の形を採っている。ある月に徴収した売上税を、翌月の当該日までに申告・納付する州が多い^{註22}。また、四半期ごとの申告を採る州の場合、四半期（3か月間）のうちに徴収した売上税を、翌月の20日ないし月末までに申告・納付するという形となり、一般的には1月、4月、7月及び10月が申告・納付月となることが多い^{註23}。毎月の申告・納付と四半期ごとの申告納付ともそれぞれに一長一短があるが、申告・納付をする側が一度に大きな税額を納めなくてもよいこと、また課税団体にとっては歳入の平準化が図れることなどから、現在では毎月の申告・納付の方が主流となってきた。

売上税の納付に関しては、一定要件に該当する事業者（高額な納税が見込まれる事業者であることが多い）に対して、正式な税額が確定する前に、見込額を予め納付するよう求めている州が少なくない。例えば、アリゾナ州の場合、年間の売上税納付額が10万ドル以上と見込まれる事業者については、毎月15日までに見込税額を納付し、残額は毎月20日の申告期限までに申告と併せて納付することとされている。このような見込額等による売上税の事前納付を事業者に求めているのは、1993年の時点でアリゾナ州を含め全米で25州である^{註24}。

売上税の申告様式は当然のことながら各州により異なるが、総売上額、総控除額（再販売目的の売上等非課税取引額などを記載）、純粋な課税売上、納税額及び罰金・延滞金等の項目が、一般的な記載事項となっている。また、地方売上税が課税されている州では、課税している地方団体ごとの納税額に関する記載欄などが設けられている。

売上税の申告・納付に際し、現在、27州とワシントンDC^{註25}が事業者にコレクション・ディスカウント(Collection Discounts)の適用を認めている。コレクション・ディスカウントとは、売上税の登録業者の売上税徴収に係る事務コストとして、納付すべき税額から一定の額を控除することを認めるものである。控除額は各州様々であるが、例えば、サウスカロライナ州の場合、本来の納税額が100ドル未満ならその3%、本来の納税額が100ドル以上なら

^{註20} 文中の事例については、John F. Due 他著 SALES TAXATION State and Local Structure and Administration"を参考にして執筆した。

^{註21} ここで言う調整後総所得金額とは、州法の税法規定に基づくものであり、具体的には連邦所得税の調整後総所得金額に州法と連邦法の相違項目の加算・減算を行って算出する。

^{註22} 須田徹著「アメリカの税法 連邦税・州税のすべて」中、第6編「各州の税実務」参照。

^{註23} CCH編 "1999 STATE TAX Handbook" 中、"OUTLINE OF TAXES BY STATE" 参照。

^{註24} John F. Due 他著 SALES TAXATION State and Local Structure and Administration" Chapter 7 を参照。

^{註25} CCH編 "1999 STATE TAX Handbook" 中、"Collection Discounts Allowed Seller" の項を参照。

その2%（1事業者につき、1会計年度で3,000ドルが限度）をコレクション・ディスカウントとして控除することが認められている。

売上税は小切手により納付されることが多いが、最近、各州では、主として納付額の大きな納税義務者を対象として、オンライン上での売上税の申告・納付が行われるようになってきている。例えば、フロリダ州の場合、前会計年度における売上税の納付合計額が5万ドル以上であった事業者について、オンライン上での納税(EFT:Electronic Funds Transfer)を求めている。また、イリノイ州は毎月の平均納税額が5万ドル以上の事業者について、オンライン上での納税を義務づけている。オンライン上の申告・納付は、事務処理の効率化、入金迅速化等の面から様々なメリットがある。

他州に小売店舗等を抱える小売業者の売上税の申告・納付については、一般的に、店舗等の所在する各州それぞれに対して行われている。州政府の担当者によれば、他州に店舗・事業所を置く事業者は、通常それぞれの州に売上税の申告・納付をしている。地方売上税がある州では、カウンティごとに税率が異なるため、地方売上税分も含め各州ごとに申告するのは繁雑に思われるが、コンピュータスキャニング機能を備えたキャッシュレジスターを使用すれば、最初に税率をセットしておくだけで済み、後は積算するだけとなるため、大手事業者にとってさほど負担とはならない。